

宮城県公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則

平成14年5月31日

宮城県公安委員会規則第7号

宮城県公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則を次のように定める。

宮城県公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則  
(趣旨)

第1条 この規則は、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号。以下「法」という。）、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令（平成14年政令第26号）、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う道路交通法施行規則の規定の読替えに関する内閣府令（平成14年内閣府令第35号。）及び国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成14年国家公安委員会規則第11号）の規定に基づき、宮城県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行う自動車運転代行業の業務の適正化に関し、必要な事項を定めるものとする。

(宮城県道路交通規則の規定の読み替え適用等)

第2条 法第2条第2項に規定する自動車運転代行業者についての宮城県道路交通規則（平成13年宮城県公安委員会規則第1号）の次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第15条第1項	所轄警察署長	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号。以下「運転代行業法」という。）第2条第1項に規定する自動車運転代行業の主たる営業所の所在地を管轄する警察署長（以下「管轄警察署長」という。）
第15条第2項	前項	運転代行業法第19条第1項の規定により読み替えて適用される法（以下「読替え後の道路交通法」という。）第74条の3第1項に規定する安全運転管理者及び読替え後の道路交通法第74条の3第4項に規定する副安全運転管理者（以下この条において「安全運転管理者等」という。）
第15条第2項第2	施行規則第9条の9第1項	自動車運転代行業の業務の適正

号	第2号又は同条第2項第2号	化に関する法律の施行に伴う道路交通法施行規則の規定の読替えに関する内閣府令（平成14年内閣府令第35号）により読み替えて適用される施行規則（以下「読替え後の道路交通法施行規則」という。）第9条の9第1項第2号又は読替え後の道路交通法施行規則第9条の9第2項第2号
	様式第16号の安全運転管理者等認定証	安全運転管理者等認定書（宮城県公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成14年宮城県公安委員会規則第7号。以下「運転代行業法施行規則」という。）様式第1号）
第15条第2項第4号	施行規則第9条の9第1項第2号	読替え後の道路交通法施行規則第9条の9第1項第2号
	様式第17号の教習修了証明書	教習修了証明書（運転代行業法施行規則様式第2号）
第16条	所轄警察署長	管轄警察署長
第17条	法第74条の3第6項	読替え後の道路交通法第74条の3第6項
	様式第18号の安全運転管理者等の解任命令書	安全運転管理者等の解任命令書（運転代行業法施行規則様式第5号）
第17条の2	法第74条の3第8項	読替え後の道路交通法第74条の3第8項
第18条第1項	様式第21号の安全運転管理者に関する教習申請書	安全運転管理者に関する教習申請書（運転代行業法施行規則様式第6号）
	所轄警察署長	管轄警察署長
第18条第3項	様式第22号の安全運転管理者等に関する認定申請書	安全運転管理者等に関する認定申請書（運転代行業法施行規則様式第7号）
	所轄警察署長	管轄警察署長
第19条	法第75条第2項、法第75条の2第1項又は同条第2項	読替え後の道路交通法第75条第2項又は読替え後の道路交通法第75条の2第1項若しくは

		第2項
	様式第23号の車両の使用制限書	車両の使用制限書（運転代行業法施行規則様式第8号）
第20条	法第75条第10項	読替え後の道路交通法第75条第10項
	所轄警察署長	管轄警察署長

（認定の拒否）

第3条 法第5条第3項の規定による自動車運転代行業の認定の拒否は、認定に関する通知書（様式第9号）により行うものとする。

（認定の取消し）

第4条 法第7条第1項の規定による自動車運転代行業の認定の取消しは、認定取消処分通知書（様式第10号）により行うものとする。

（証票）

第5条 法第21条第3項の規定による警察職員の身分の示す証票は、身分証明書（様式第11号）とする。

（営業の停止）

第6条 法第23条第1項又は法第25条第2項第2号の規定による営業の停止命令は、営業停止命令書（様式第12号）により行うものとする。

（営業の廃止）

第7条 法第24条第1項又は法第25条第2項第3号の規定による営業の廃止命令は、営業廃止命令書（様式第13号）により行うものとする。

（行政処分の公表）

第8条 法第7条第1項の規定による認定の取消し、法第22条第1項若しくは法第25条第2項第1号の規定による指示、法第23条第1項若しくは法第25条第2項第2号の規定による営業の停止命令又は法第24条第1項若しくは法第25条第2項第3号の規定による営業の廃止命令を行った場合は、その内容を行政処分実施結果表（様式第14号）により公表するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、公表しないことができる。

- (1) 公安委員会が当該処分を公表しない特別の事情を認めた場合
  - (2) 宮城県知事から当該処分の公表が適切でない旨の意見が添えられた場合
- 2 前項の規定による公表の期間は、当該処分を行った日から起算して2年間とする。

附 則

この規則は、平成14年6月1日から施行する。

附 則（平成18年公安委員会規則第16号）

この規則は、平成18年6月1日から施行する。

附 則（平成24年公安委員会規則第6号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成25年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行前に行った法第7条第1項の規定による認定の取消し、法第22条第

1 項若しくは法第 25 条第 2 項第 1 号の規定による指示、法第 23 条第 1 項若しくは法第 25 条第 2 項第 2 号の規定による営業の停止命令又は法第 24 条第 1 項若しくは法第 25 条第 2 項第 3 号の規定による営業の廃止命令については、なお従前の例による。

附 則（平成 27 年 3 月 31 日公安委員会規則第 6 号）

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 31 日公安委員会規則第 4 号）

この規則は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の施行の日（平成 28 年 4 月 1 日）から施行する。

附 則（平成 28 年 9 月 16 日公安委員会規則第 12 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年 9 月 27 日公安委員会規則第 10 号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の宮城県警察国有物品管理規則、特例施設占有者の指定等に関する規則、宮城県公安委員会審査請求手続規則、質屋営業法施行細則、古物営業法施行細則、探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく探偵業者への監督等に関する規則、警備業法施行細則、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行細則、銃砲刀剣類所持等取締法施行細則、青少年による性風俗関連特殊営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例施行規則、飲食店等営業に係る不当な勧誘、料金の取立て等の防止に関する条例施行規則、迷惑行為防止条例施行規則及び宮城県公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則に規定する様式による書面については、この規則による改正後のこれらの規則に規定する様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

附 則（令和 3 年 3 月 30 日公安委員会規則第 3 号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和 5 年 3 月 24 日公安委員会規則第 7 号）

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

<p>安 全 運 転 管 理 者 等 認 定 書</p>	
<p>第 号 年 月 日</p>	
<p>住 所</p> <p style="text-align: center;">殿</p>	
<p>宮城県公安委員会 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span></p>	
<p>あなたの申請に係る下記の者を <span style="font-size: 2em;">{</span> 安全運転管理者 <span style="font-size: 2em;">}</span> としての資格を有する者と 副安全運転管理者 認めます。</p>	
<p>記</p>	
<p>住 所</p> <p>職 業</p> <p>氏 名</p> <p>生 年 月 日</p> <p>(年 齢)</p>	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

第 号

教 習 修 了 証 明 書

殿

上記の者は、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う道路交通法施行規則の規定の読替えに関する内閣府令により読み替えて適用される道路交通法施行規則第9条の9第1項に定める自動車の運転の管理に関する教習を修了したことを証する。

年 月 日

宮 城 県 公 安 委 員 会

印

様式第3号 削除

様式第 4 号 削除





様式第6号（第2条関係）

<p style="margin: 0;">安全運転管理者に関する教習申請書</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 0;">宮城県公安委員会 殿</p> <p style="text-align: center; margin: 0;">申請者（使用人、代理人）</p> <p style="text-align: center; margin: 0;">住所 氏名 (名称) (電話)</p> <p style="margin: 0;">次の者を安全運転管理者に選任したいので、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う道路交通法施行規則の規定の読替えに関する内閣府令により読み替えて適用される道路交通法施行規則第9条の9第1項に規定する教習の受講を申請します。</p>										
教習を受ける者の住所、氏名、生年月日										
職務上の地位										
運 転 免 許	免許の種類									
	免許年月日									
	免許証番号									
	交付年月日									
	交付公安委員会									
職 務 経 験	勤務期間		勤務所名			職 名				
	自 至									
	自 至									
	自 至									
使 用 の 本 拠	名 称									
	位 置									
	業 種 別									
使用の本拠における 自 動 車 台 数	乗 用			貨 物			大型 特殊	小型 特殊	自 動 二 輪	計
	大 型	普 通	軽	大 型	普 通	軽				

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第7号（第2条関係）

<p style="margin: 0;">安全運転管理者等に関する認定申請書</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 0;">宮城県公安委員会 殿</p> <p style="margin: 0; text-align: right;">申請者（使用人、代理人）</p> <p style="margin: 0; text-align: right;">住所</p> <p style="margin: 0; text-align: right;">氏名</p> <p style="margin: 0; text-align: right;">（名称）</p> <p style="margin: 0; text-align: right;">（電話）</p> <p style="margin: 0;">下記の者を（安全運転管理者） （副安全運転管理者）としての資格を有するものであることを認定され ますよう申請します。</p>			
認定を受ける者の住所、氏名、生年月日			
職務上の地位			
運転免許	免許の種類		
	免許年月日		
	免許証番号		
	交付年月日		
	交付公安委員会		
職務経験	勤務期間	勤務所名	職名
	自 至		
	自 至		
	自 至		
使用の本拠	名 称		
	位 置		
	業 種 別		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第8号（第2条関係）

交付年月日	年 月 日
交付番号	
<p>車 両 の 使 用 制 限 書</p> <p>殿</p> <p>宮 城 県 公 安 委 員 会 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span></p>	
命令の年月日	年 月 日
使用者の氏名及び住所	
自動車の使用の本拠の名称及び位置	
自動車の登録（車両）番号	
運転禁止の期間	年 月 日から 年 月 日まで（ 日間）
運転禁止の理由	

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は、宮城県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第 号

認定に関する通知書

住 所

氏名又は名称 殿

年 月 日付けで申請のあった自動車運転代行業の認定については、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第3条の規定により認定しないこととしたので通知します。

理由

年 月 日

宮城県公安委員会 印

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は、宮城県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第 号

## 認定取消処分通知書

認定年月日

認定証番号

住所

氏名又は名称 殿

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第7条第1項の規定により、自動車運転代行業の認定を取り消したので通知します。

理由

年 月 日

宮城県公安委員会 印



- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は、宮城県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第11号（第5条関係）

（表）

<b>身分証明書</b>		第 号
写 真	官 職	
	氏 名	
<p>上記の者は、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第21条第1項の規定により立入検査を行う警察職員であることを証明する。</p>		
年 月 日	公安委員会 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span>	

← 85.6 →

↑ 54.0 ↓

（裏）

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（抜粋）

第21条 略

2 略

3 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

備考 図示の長さの単位は、ミリメートルとする。

第 号

## 営業停止命令書

住所

氏名又は名称 殿

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 第23条第1項  
の規定によ  
り、以下のとおり自動車運転代行業の停止を命じます。 第25条第2項第2号

1 営業停止の範囲

2 営業停止の期間

年 月 日から

日間

年 月 日まで

3 理由

年 月 日

宮城県公安委員会 印

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は、宮城県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第 号

## 営業廃止命令書

住 所

氏名又は名称 殿

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 第24条第1項  
第25条第2項第3号 の規定によ  
り、下記の理由により自動車運転代行業の廃止を命じます。

理由

年 月 日

宮城県公安委員会 印

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は、宮城県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第14号（第8条関係）

行政処分実施結果表

被 処 分 者	認定証番号	宮城県公安委員会 第 号
	自動車運転代行業者 の名称又は記号	
	主たる営業所が所在 する市区町村	
処分年月日		年 月 日
処 分 内 容		
処 分 理 由		
根 拠 法 令		
処分を行った公安委員会		宮 城 県 公 安 委 員 会